

これまで年金を受け取ることができなかった方へ

該当の方へ年金請求書をお送りしました

年金の受け取りに必要な資格期間の変更に伴い、新たに年金を受け取ることができます。

これまで

○年金を受け取るためには、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、25年以上必要でした。

平成29年8月からは

○資格期間が、10年以上あれば年金を受け取ることができます。

お送りしたもの

- 送付用封筒
- 年金の請求手続きのご案内（リーフレット）
- 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）
- 返信用封筒
- 「KKR年金相談ダイヤル」のご案内（チラシ）

年金を受け取るための手続きの流れ

- 「年金請求書」のご確認と必要事項のご記入

年金の請求手続きのご案内に従い、年金請求書をご確認のうえ、必要事項をご記入ください。



- 添付書類のご用意

年金の請求手続きのご案内をご覧のうえ、年金請求に必要な添付書類をご用意ください。



- 「年金請求書」のご提出

「年金請求書」は、添付書類とともに、同封の返信用封筒にて国家公務員共済組合連合会へ郵送いただくか、年金の請求手続きのご案内に記載の請求先に請求手続きを行ってください。

※「年金請求書」がお手元に届きましたら、お早めに手続きを行ってください。

平成29年8月前でも、事前に請求手続きを行うことができます。



- 年金の受け取りが始まります。

- ・国家公務員共済組合連合会が、「年金請求書」を提出した方の受給権（年金を受ける権利）を確認してから平成29年8月以降に、「年金証書・年金決定通知書」をお送りします。
- ・「年金証書・年金決定通知書」が届いてから平成29年10月以降に、年金のお支払いのご案内（年金支払通知書）をお送りし、年金の受け取りが始まります。
- ・年金は、平成29年9月分から支給されます。

お問い合わせ先

「KKR年金相談ダイヤル」

0570-080-556 <ナビダイヤル>

03-3265-8155 <一般電話>

0570におかけになれない場合（050で始まるお電話から発信など）

受付時間 月～金曜日 9時00分～17時30分

○土日祝日、年末年始はご利用できません

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。